

資料3 自治基本条例の見直しについて ~平成27年度 第3次市民自治推進会議における検証~

1 目的

札幌市自治基本条例施行後に実施した、条例第32条の規定に基づく前回の条例の見直しから平成28年度で5年を経過することから、平成27年度から平成28年度にかけて「第3次市民自治推進会議」（以下、「会議」という。）を設置し、学識経験者や地域のまちづくり活動の実践者、市民自治に関心がある市民によって、幅広い見地から市民自治によるまちづくりの施策等についての概括的な現状評価を行い、条例の見直しに係る方向性を決定する。

自治基本条例（抜粋）

- 第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って評価され、又は運用されているかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
- 第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。
- 第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議を置く。

2 構成（平成27年度（第3次）、敬称略、座長以下50音順。8名構成）

- 佐藤 克廣（北海学園大学法学部教授） 飯田 俊郎（札幌国際大学スポーツ人間学部教授）  
 石黒 匡人（小樽商科大学商学部教授） 梶井 祥子（札幌大谷大学社会学部教授）  
 木村 公子（鉄西連合町内会女性部長） 松本 直子（市民委員）  
 森田 久芳（市民委員） 横江 光良（NPO法人北海道未来ネット代表理事）

3 評価の対象及びその内容

札幌市における条例の各条項に基づく施策等の運用状況のうち、条例第32条の規定に基づき、札幌市の条例に基づく取組全体について、条例の理念に沿ったものとなっているかを検証し、評価を行う。

4 評価の方法

第1回会議で、事務局（市民自治推進室）から、札幌市全般における市民自治の取組状況等を説明し、第2回会議以降に課題抽出、重点的な評価対象の決定を行い、必要に応じて担当部局にヒアリングを行うなど情報を集約しながら、検証を進める。

5 今後のスケジュール（案）

